

監 査 報 告 書

令和8年6月23日

公立大学法人福島県立医科大学

理事長 鈴木弘行 殿

監 事 今 井 理基夫

監 事 上 石 三 好



私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第20期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私ども監事は、両名で定めた監査計画に基づき、役員会その他の重要な会議に出席するとともに、役職員等から業務運営の報告及び業務処理の状況を聴取し、書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。

また、当法人における理事長、副理事長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、役員と当法人との利益相反取引については、役員から報告を求め、その有無を調査しました。

さらに、会計監査人から監査の方法の概要について報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類（案）、注記事項及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書の正確性につき検討を加えました。

2. 監査の結果

(1)業務の実施状況及び中期目標の実施状況

当法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。

(2)内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められない。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められない。

(4)事業報告書

事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。

(5)財務諸表等

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認める。

(6)監査のために必要な調査ができなかった事項はない。

以 上